

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置について

平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅について、固定資産税が減額されます。

1. 対象となる住宅

新築された日から 10 年以上経過し、改修後の床面積が 50 平方メートル以上 280 平方メートル以下の家屋のうち、下記の(ア)から(ウ)のいずれかの人が居住するもの。

(貸家住宅は賃貸部分を除く。)

(ア) 65 歳以上の高齢者

(イ) 要介護認定又は要支援認定者

(ウ) 障がい者認定を受けている方

※併用住宅の場合、住居部分が全体の 2 分の 1 以上であること。

※賃貸住宅は賃貸部分を除く。

2. 対象となる改修工事

次のいずれかの工事で、改修工事費(補助金などを除く)自己負担額が 50 万円を超えるもの。

(ア) 通路又は出入口の拡幅 (イ) 階段の勾配の緩和 (ウ) 浴室の改良 (エ) 便所の改良

(オ) 手すりの取付け (カ) 床の段差の解消 (キ) 出入口の戸の改良 (ク) 床の滑り止め化

3. 減額の内容

当該工事完了日の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度分の固定資産税の 3 分の 1 が減額されます。(1 戸当たり住居部分の床面積 100 平方メートル相当分を限度とする。)

※省エネ改修に伴う減額措置との併用は可能です。

※耐震改修に伴う減額措置との併用はできません。

※バリアフリー改修に伴う減額措置は同一の家屋につき 1 回のみです。

4. 手続き等

改修工事完了日から 3 か月以内に、固定資産税課窓口へ下記(1)~(5)の書類を添付の上、「住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書」の提出が必要になります。

添付書類

(1) バリアフリー改修工事に係る明細書の写し(当該改修工事の内容及び費用の確認ができるもの)

(2) バリアフリー改修工事箇所の写真(改修前後のもの)

(3) バリアフリー改修工事費の領収証の写し(改修工事費用を支払ったことを確認できるもの)

(4) 改修工事の費用に充てるために交付された補助金等がわかるものの写し(補助金等が交付されている場合のみ提出)

(5) 65 歳以上の高齢者 … 住民票の写し(ただし、申告書で固定資産税課が現住所を確認することを同意した場合は不要)

要介護認定又は要支援認定者 … 介護保険の被保険者証の写し

障がい者認定を受けている方 … 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し

5. 問い合わせ先

財政部 固定資産税課 家屋係 電話 0436-22-1111(内線 2246・2247・2248・2204)